平成２４年（フ）第６８０９号
大阪府高槻市永楽町４―14　ＳＨＩＭＩＺＵ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ202号室、住民票上の住所　大阪府東大阪市菱屋西１丁目12番19号
破産者　田中　恵子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９９８号
大阪府豊中市上新田４丁目17番７号
破産者　堀江　裕文
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０１１号
大阪府八尾市北久宝寺１丁目４番64号
破産者　板倉　幸子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１号
大阪府門真市下島町21番１号　シティライフ下島405号
破産者　松尾　義男
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７４号
大阪府高槻市浦堂２丁目19番９号
破産者　田村真奈美
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０１号
大阪市大正区三軒家東４丁目11番５号バンコート大正401号
破産者　津田　　誠
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２０号
大阪市平野区喜連東３丁目１番２号　グレース鈴鹿601号、前住所大阪市平野区瓜破６丁目４番23号
破産者　髙橋　美鈴
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、住民票上の住所大阪市西区新町１丁目９番９号　藤マンション405号
破産者　舩松　光子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５４号
大阪市東成区玉津２丁目９番24号
破産者　萩尾　　豊
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８号
大阪府八尾市恩智中町３丁目245番地　コープ野村恩智Ｂ―803号
破産者　藤矢　恭史
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

独立行政法人酒類総合研究所の平成25年度計画の公表について

独立行政法人通則法第31条第１項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所の平成25年度計画を定め、財務大臣に届け出たので公表します。
平成 25 年４月 25 日
独立行政法人酒類総合研究所
理事長　木崎　康造
１．財務大臣への届出　平成25年３月22日
２．閲覧方法
⑴　窓口での閲覧　独立行政法人酒類総合研究所総務課（広島県東広島市鏡山三丁目７番１号　電話番号　082―420―0800）
⑵　インターネットによる閲覧
当所ホームページ
http://www.nrib.go.jp/に掲載。

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第３号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成25年４月10日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 25 年４月 25 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
１、承認番号　第Q136号
２、名称　ZOLL Medical Corporation
３、住所　269 Mill road, Chelmsford, MA 01824―4105, USA
４、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。
平成 25 年４月 25 日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博
記
１．⑶㉓のうち、ロを削り、ハをロ、ニをハ、ホをニ、ヘをホ、トをヘ、チをト、リをチ、ヌをリ、ルをヌ、ヲをル、ワをヲ、カをワとし、ワの次に次のとおり加える。
カ　北海道春ワリチケット
⑴　割引をする自動車
⑴に定める期間のうち連続する最大３日間に、⑵に定める適用区間を通行するＥＴＣ車を除く自動車のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定める方法により本割引を適用した通行料金を支払う場合に限る。）。
⑵　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普通車
料金の合計額	6,800円	8,500円

⑶　実施する期間
平成25年４月26日から同年５月７日まで。
⑷　適用区間
道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。
ヨ　千葉圏央道開通記念パス
⑴　割引をする自動車
⑴に定める期間のうち連続する最大２日間に、⑵⒜に定めるインターチェンジから⑵⒝に定めるインターチェンジまで往復し、⑵⒝に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。
⑵　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普通車
料金の合計額	2,800円	3,500円

⑶　実施する期間
平成25年５月10日から同年６月30日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日。
⑷　適用インターチェンジ
⒜　出発及び到着エリア
東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジ。
⒝　周遊エリア
館山自動車道の市原インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまで、千葉東金道路の東金インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまで、富津館山道路の富浦インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまで及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジから東金インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。
なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額100円毎に１ポイントを付与するものとする。